問合せ

町民税務課

国保会計の現状と税率改正

●国民健康保険とは●

国民健康保険は、

病気やけがをしたとき安心して

厳し 民健康保険税と、 しあい、 医療機関を受診出来るように、 徐々に増加傾向にあり、 の進行や医療技術の高度 ましたが、 費は安定的に推移してき 化により平成21年度から ●国保財政の状況● 平成20年度までの医療 国民健康保険制度は、 い財政状況が続く中 健やかな暮らしを支える大切な保険制度です 急速な高齢化 国・県・町の公費で運営しています。 加入者に納めていただく国 加入者が相互に援助

ことが予測されます。 の増加などにより、 び悩みや、 退による保険税収入の伸 しかし、 財政状況になる 今後の医療費 近年の景気後 さら

国民健康保険会計基金残高の状況 350.000 250,000 150,000 50,000 平成20年度末 平成21年度末 平成22年度末 平成23年度末見込 平成24年度末見込

当町では基金を取り崩す

などして国保会計を運営

してきました。

います。 どによるものです。 受診する件数の増 低迷により伸び悩 の後は長引く景気 の減少によって収 齢者医療制度創設 成22年度の後期高 かかる方の増加な 加や高額な医療に 総額の伸びが大き 入額が減少 による被保険者数 いのは、病院等を 方、 税収は平 そ

円余りの伸びを示 成20年度から平成22年度については、 当町における医療費総額は年々増加 してい ます。 しており、 億4千万

ग

●医療費の伸びと保険税収入について●

かわらず、医療費 どない状態にもか 数の伸びがほとん 被保険者

平成21年度 平成22年度 医療費総額 医春費総額 1,005,717∓₽ 938.398千円 保険税収入 保険税収入 94,706千円 188,949千円

平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 医療費総額 医療費総額 医春費総額 863,669千円 854,857千円 846.707千円 818.342千円 保険税収入 保険税収入 350,50千円 保険税収入 353,960千円 保険税収入 337,704千円 190,690千円 平均被保険者数 平均被保険者数 平均被保険者数 平均被保険者数 平均被保険者数 平均被保険者数

4,452人 4,350人 2.759人 2,721人 2,777人

当町の過去5年間の

人当たり医療費と県平均

Tel 47

8

4

中でも上位となっていま均より高く、県内市町の人当たり医療費は、県平

特定健診を受けましょう

重症化している場合が多 受診したときにはすでに は、 ません。 ほとんど自覚症状はあり く、この場合の医療費は 脳卒中や心筋梗塞など 発症するその日まで 自覚症状が出て

→ 南越前町

-- 県平均

平 成 18年度

平 成 19年度

(円)

390,000

360,000

330,000

300,000

270,000

240,000

出来れば必要以上の医療費を払わずにすみますので、 皆さん、 は特定健診を受けて、病気の早期発見 高額となり、個人負担も大きくなります。 すすんで特定健診を受けましょう。 ・早期治療が 年に

ことや、 険税の税率を改正することになりま. 営するため、 年度には約7、000万円の財源不足が見込まれる まえると、 税率のままでは平成24年度に基金が底をつき平成25 このように国保財政が年々厳しさを増す中で、 今後も医療費の増加が見込まれる現状をふ 国民健康保険事業を健全かつ安定的に運 やむを得ず平成24年度から国民健康保

税収で賄うことは、 正となっています。 すぎることから、 しながら、 税率の上昇を抑える形での税率改 不足分すべてを国民健康保険税の 加入者の皆さんのご負担が大き

しか

今回の税率改正

税率改正の内容は左の表のとおりです。

...

į	課税区分	改正前	改正後	増減
	所得割	3.9%	5.5%	† 1.6%
	資産割	20.0%	24.0%	† 4.0%
ľ	均等割	17,000円	25,000円	↑ 8,000円
	平等割	17,000円	25,000円	↑ 8,000円
4	所得割	1.1%	1.3%	1 0.2%
	資産割	2.4%	2.6%	1 0.2%
}	均等割	5,100円	5,800円	↑ 700円
	平等割	4,700円	5,100円	↑ 400円
ì	所得割	1.0%	1.2%	1 0.2%
	資産割	7.5%	7.2%	↓ 0.3%
)	均等割	8,000円	7,500円	↓ 500円
	平等割	5,000円	5,000円	_

* 所得割額の課税所得=前年中の所得-基礎控除(33 万円) *資産割額の課税額=その年度の固定資産税額(土地·家屋分)…2

【医療分】

平 均等割割

加入者

人当たり

-世帯当たり

●自分で計算してみましょう●

、まず加入者ごとに所得割、

資産割、

均等割の額を

資産割 ▼

土地及び家屋にかかる固定資産税額×税率(前年の所得金額-基礎控除33万円)×税率

課税の種類

療分

後期高齢者

支援金等分

介護分 (40 歳以上

65 歳未満の方

医

①×5.5% (所得割額) + ②×24.0% (資産割額) + 25.000 円 (均等割額)

【後期支援分】 ①× 1.3% (所得割額) + ②× 2.6% (資産割額) + 5.800 円 (均等割額)

【介護分】

①× 1.2% (所得割額) + ②× 7.2% (資産割額) + 7,500 円 (均等割額) 64 歳の方のみ

合計+25,000円)+(後期支援分合計+5,100円)+(介護分合計+5,000円)

¾ 40 ~
 =税額
(医療分台

医療分

53,350円

12,000円

25,000円

50,000円 11,600円

所得割

年税額

98,830円 26,770円 34,450円

支援分

1,300円

5,100円

140,350円 30,610円 35,240円

206,200円 (100円未満切捨て)

34,000円 10,200円 16,000円

介護分

9,700円

3,750円

5,000円

介護分

3,600円

15,000円

5,000円

12,610円 11,640円

2 フ 宇川 5 軽

		改	正前		
所 得		医療分	支援分	介護分	
が	所得割	37,830 円	10,670円	9,700	
得が少な	資産割	10,000円	1,200円	3,750	
	均等割	34,000円	10,200円	16,000	
い世帯	平等割	17,000円	4,700円	5,000	
^	計	98,830円	26,770円	34,450	
の 軽	年税額 160,000円 (100円未満切捨て)				
減					
		改	正後		

《軽減判定所得》	2割軽減	5割軽減	7割軽減	軽減率	
华所得》	33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯世帯主とその世帯の被保険者の所得が	33万円+(21万5千円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯世帯主とその世帯の被保険者の所得が	33万円以下の世帯 世帯主とその世帯の被保険者の所得が	要件	

税額例 夫婦2人(6歳未満で介護分対象) 67万円

夫の給与収入 (給与所得) 00万円 00万円)

年金収入

5万円

②次に世帯で合算した①の合計額に、

それぞれ平等

割額を加算し、

100円未満を切り捨てて合算し

所得割算定基準所得: +年金所得3万円)-

33万円=9万円

00万円

たものが年税額になります

医療分、

後期支援分、

介護分についてそれぞれ計

算

世帯の分を合算.

します。

固定資産税額 (年金所得30万円)

した金額です ★注意点

専従者給与はないものとして扱い、専従者控除は行いません。

員 (社会保険に加入している世帯主を含む)の 「総所得金額」を合算

軽減を判定するための所得とは、

世帯の国民健康保険加入者全

前年12月31日現在で65歳以上の方は、 建物の譲渡所得は、 特別控除が適用されませ 公的年金所得から15万円を

※軽減は均等割・平等割に対してかかります。 かけすることになりますが、 国民健康保険に加入している皆さんには、 ご理解とご協力をお願い さらなるご負担をお いたします。

平 成 20年度

平 成21年度

1/ 成

22年度

1人当り医療費の推移